

| | | | | | | |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------------|
| 【 問題 1 / 正誤 (○×) 式 】 | | | | | 各 1.5 点×20 題 | 30 点 (15 分) |
| 1. × | 2. ○ | 3. × | 4. ○ | 5. × | | |
| 6. × | 7. ○ | 8. × | 9. ○ | 10. ○ | | |
| 11. ○ | 12. × | 13. × | 14. × | 15. ○ | | |
| 16. × | 17. ○ | 18. ○ | 19. × | 20. ○ | | |

1. 誤り。GATT (General Agreement of Tariffs and Trade) 「関税と貿易に関する一般協定」) の 24 条では域外向けで関税を高めない条件で関税同盟や自由貿易地域の締結を認めている。
2. 正しい。HS 条約 (「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約 (1983 年)」) の第 3 条に締約国の義務として自国の関税率表における品目表及び貿易統計品目表に統一システム (HS コード) を使用する事とされている。
3. 誤り。RCEP は 16 章「政府調達」で LDC 国を除き協定国が政府調達の透明性について保証する法制を整備する事、また法整備について情報交換と協力を行う事を規定している。
4. 正しい。HS コード (HS 条約で国際的に統一された関税品目コード) は世界の産業構造と貿易統計の変化に応じて 5 年毎に改訂され、最近では HS2012、HS2017 が使用されており、次は HS2022 の使用が決定されている。
5. 誤り。そのような取り決めは無い。CPTPP や RCEP では幾つかの輸入協定国が、輸出国毎に優遇税率を変えて譲許表を作成している。そのような優遇税率の差を税率差 (Tariff Differentials) と呼んでいる。
6. 誤り。CSQ-JP1~CSQ-JP25 は、特定国オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、チリを原産とする米、小麦、麦芽、ケーキミックス、チーズ、ホエイ、トウモロコシ、イヌリン、ぶどう糖に関する国別関税割当て品目である事を示す (CSQ は Country Specific Quota)。協定国一般向けは TWQ (TPP Wide Quota) で表示される。
7. 正しい。EU 側の固有譲許実施区分 R 7 (-25%) とは、基準税率の 25% (1/4) を 8(7+1)年掛けて 6%まで下げるという意味である。(例 HS1806.10.15)
8. 誤り。日本は、輸出国別譲許表を採る中国、韓国、ベトナム、インドネシア、フィリピンと違い、一括譲許表の形をとっているが、101 の関税項目について輸出国による税率差を設けている。他に全協定国向け一括譲許表の中で項目により税率差を設けている協定国としてはマレーシアとタイがある。

9. 正しい。PSR（品目別規則）は、Product Specific Rules のことであり、輸出する産品に非原産材料が使用されている場合に、その産品を原産品と認めるための基準が定められている。PSR の基準は、関税分類変更基準、付加価値変更基準、加工工程基準の3つである。
10. 正しい。CPTPP、日 EU・EPA、RCEP のいずれにおいても完全生産品（WO：Wholly Obtained）の例として協定国に於ける生産から生ずるくずが挙げられている。
（CPTPP 第 3.3 条(j)-(i)、日 EU・EPA 第 3.3 条(k)-(i)、RCEP 第 3.3 条 (i) -(i)）。
原産品製造からのくずであるべきと言う条件は付いていない。
11. 正しい。CPTPP（Comprehensive and Progressive Transpacific Partnership, TPP11）の批准にあたり、商標に関する国際約束である「マドリッド協定議定書」または「商標法シンガポール条約」他の知財に関する国際条約がすべて締結済みである事が求められている(第 18.7 条-2)。
12. 誤り。二次材料である鉄鉱石（HS2601）を国内で鉄鋼版(HS7210)に製造した段階でフライパンの一次材料である鉄鋼(HS7210)は原産性を獲得しており、他に非原産材料を使用していなければ「原産材料のみを使った原産品（PE: Produced Entirely）」となる。
13. 誤り。CTC とは Change in Tariff Classification(関税分類変更基準)のことであり CC(Change in Chapter：2 桁変更)、CTH(Change in Tariff Heading：4 桁変更)、CTSH(Change in Tariff Sub-Heading：6 桁変更)の三つが含まれる。RVC（Regional Value Contents）は付加価値基準であり CTC には含まれない。
14. 誤り。CPTPP での FVNM(重点価額：Focused Value Non-originated Material)方式の計算式は以下の様に、PSR で指定された非原産材料の価格を取引価格から引いた値を取引価格で割った値（%）が一定(閾値)以上であることが要求される控除方式の付加価値基準である。CPTPP の PSR の中で 70 類～95 類の工業製品の選択的付加価値基準の一つとして規定されている。
$$(\text{FOB 価格} - \text{FVNM 指定非原産材料価格}) \div \text{FOB 価格} \geq \text{閾値} (\%)$$
15. 正しい。関税分類変更基準・加工工程基準においても、協定国原産品は累積により原産材料と見做すことができる。但し、協定国原産の証明が条件となる。
16. 誤り。RCEP では、第 3.26 条文中で「軽微な誤りや表記の相違、欄外はみ出しを理由に、原産地証明書の受理を拒否してはならない、ただしそれが原産性に疑いを起こす場合はその限りではない」と規定している。

17. 正しい。実施区分の定義について、米国側関税率表 (Tariff Schedule) の「Staging Category」欄に「C」と記載されている場合は、関税が発効時から 1/2 ずつ均等に段階的削減し、2 年目に撤廃されるという意味である。
18. 正しい。CPTPP、日 EU・EPA、RCEP 或いは既存の EPA/FTA に於いて一貫して採用されているルールである。
19. 誤り。“トラベルセット(HS96.05)”の品目別規則(原産地基準)は、日 EU・EPA では各品目がそれぞれの原産要件を満たすことが求められる。ただし非原産となった構成品目でもセット価格の 15%以内までは許容されている。10%ではない。
20. 正しい。CPTPP 第 2.11 条では一部の適用外製品を除き、協定国内で販売される新品同様の機能と保証を有する再製造品は新品として取り扱われると規定されている。協定国(ベトナム)内で回収された自動車用コア(HS8511.40)は原産材料であり、それを使って日本国内で製造された再生スターターは CPTPP の原産性を有している。また、スターター(HS8511.40)は再生品適用除外品に当たらない。

【 問題 2 / 選択式 】 各 2.25 点×20 題 45 点 (20 分)

- | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① A | ② B | ③ A | ④ A | ⑤ B |
| ⑥ B | ⑦ B | ⑧ A | ⑨ A | ⑩ A |
| ⑪ B | ⑫ B | ⑬ A | ⑭ B | ⑮ B |
| ⑯ A | ⑰ A | ⑱ A | ⑲ A | ⑳ B |

1. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は、規定上発効当初から採用できる原産性証明制度として、第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度並びに輸出者(生産者)自己証明制度の三つの選択肢を掲げている。輸出者(生産者)自己証明制度は、採用を宣言した国(当初は日本、オーストラリア、ニュージーランド)間で利用が可能である。最終的には全ての協約国が猶予期間 10 年ないし 20 年以内(更に延長可能)に採用することが定められている(第 3.16 条 2)。
2. RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership) は、最低 6 か国のアセアン国と 3 か国の非アセアン国がそれぞれ国内批准等法的手続きを終了後、RCEP 事務局であるアセアン事務局長に寄託(deposit)をおこなってから 60 日後に発効する(第 20.6 条の 2)。
3. 認定輸出者自己証明制度が採用されているのは日メキシコ、日スイス、日ペルーの 3 協定である。認定輸出者となるには経済産業省に申請をして認定を受ける必要があり、管理能力や過去の違反歴が無いことなどが問われ、初年度ライセンス料等をもとめら

れる。日チリ EPA は第三者証明制度のみが規定されている。

4. メキシコは 2018 年 12 月発効時に自己証明制度を選択している。一方 2019 年 1 月に発効したベトナムは第三者証明制度を 5 年間(更に 5 年延長も可能) 採用する事を選択した。
5. CPTPP において、アパレルの縫製に使用される縫糸は原産品である必要がある (CPTPP ANNEX4-A-9 Chapter61 note 3 等)。従ってデミニマスの対象にはならない。
6. 日 EU・EPA では、初回の問い合わせは自国の輸入者に対してのみ行うことができるとされている(第 3.21 条)。輸出者(製造者)が作成した原産地申告文に基づく場合には、輸入後 2 年以内であれば輸出国税関からの情報提供を要請することができる(第 3.22 条一 2)。輸入国税関が輸出者(製造者)に直接問い合わせることは想定されていない。
7. CPTPP では、輸入国税関が輸出者(製造者)に直接 e メールなどで問い合わせを行う事が可能である。その場合、輸入国税関は少なくとも 30 日以上の日を指定して、その期限内に回答をするよう要求することができる (第 3.27 条 6 -(c))。
8. RCEP では、規定上輸入国側から輸入者、輸出者(生産者)、輸出国管轄官庁などのいずれかに書面で直接問い合わせることができることとなっている (第 3.24 条 1 項、2 項)。オプションとして問合せ先を管轄官庁とすることも可能 (第 3.24 条 脚注 6) で、日本は対応機関として財務省、経産省の原産地規則室に集中する方式を採用する方針である。
9. 日本からの農林産物加工品の EPA/FTA を利用した輸出に必要な証明書に関し、生産者と製造者が同一で、同時に提出する場合、製造証明書から日本の完全生産品である事が明らかな場合は製造証明書の提出だけで良く生産証明書は省略することができる(経産省原産地証明室 2021 年 3 月「提出書類等の例示(農林水産品)一 3」)。
10. RCEP では繊維製品を含む HS01 類~HS97 類までの製品について FOB 金額 10% 以内のデミニマスルール適用が許容されている。なお別途選択肢として HS50 類~63 類までは製品の重量の 10% までの基準も許容されている(第 3.7 条 1 (a)(b))。したがってどちらかを選択できる。
11. CPTPP のデミニマス適用除外に関する問題。育児食品(HS1901.10)のデミニマス適用外材料として酪農調製品 (HS1901.90) が規定されている。非原産材料が合計で FOB 金額の 10% 以下であってもデミニマスの適用は出来ない。

12. CPTPP の衣料品 (HS61～63 類) の PSR(品目別規則)で、ヤーンフォワード(糸からの原産)が要求されているのは、生地が羊毛・獣毛(HS51 類)、綿(HS52 類)、化学繊維(HS54、55 類) の場合のみで、生地が絹や麻の場合には、CC と二工程のみで「糸からの原産(ヤーンフォワード)など素材からの地域原産」は要求されていない。
13. 日 EU・EPA では衣料品は、繊維製品一般の許容限度 (Tolerance) である総重量の 10% 以下の条件と、衣料品特有の許容限度ルールである産品価格の 8%以下ルールの条件を選択できる。
14. CPTPP や日 EU・EPA では、非原産材料の中に協定国の原産材料や加工費が含まれている場合、原産部分として取り込むことができる (CPTPP 第 3.6 条 2 項、日 EU・EPA ANNEX3-A Note 4(f))。この救済措置はトレーシングと呼ばれる。協定国の原産材料や加工費部分について証明できることが適用条件となる。
15. 認定輸出者自己証明制度とは、日本においては経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが原産地を証明する制度である。
16. 品目別規則に **from any other chapter** とあるので類変更 (CC) である。
17. 原産と非原産の混在して使用される同一機能の代替可能な材料(例えばネジなど)は、製造者が採用する一般的にその国で認められた原価計算方式に従って計算すれば良い。
18. AFTA-ATIGA の原産地証明書である Form-D の裏面(Overleaf)には記入要領が記載されている。第三国インボイスがある場合はコラム 13 の Third Country Invoicing にチェックを入れる。
19. 日 EU・EPA における乗用車 (HS8703) の付加価値基準は、本来の MaxNOM45% 又は RVC60%に対し、まず発効初年度から 3 年までは緩和値として MaxNOM55% または RVC50%、つぎに 4 年目から 6 年までは MaxNOM50%または RVC55%の緩和的閾値が定められ、徐々にハードルが上がっている。
20. CPTPP の付加価値基準 RVCBU (積み上げ方式) は原産材料の価格のみを産品の価格で割った値 (%) である (CPTPP 第 3.5 条 1-(c))。付加価値割合計算式の分子に加工労賃、経費、利益は入らない。

【 問題 3 / 語群選択式 】 各 3 点×10 題 30 点 (10 分)

- ① g ② t ③ e ④ k ⑤ q
⑥ p ⑦ m ⑧ c ⑨ h ⑩ u

1. EU では近年来、(① g. GSP) 制度の改革として、一定の管理能力を有する輸出者に限って自己責任による原産性の申告を行わせる (② t. 認定輸出者自己証明制度) が採用されて来た。

注) ここで GSP (Generalized System of Preferences) とは UNCTAD の推奨により欧米日豪など先進国が発展途上国むけに特惠輸入関税を適用する一般特惠関税制度を示す。EU の GSP 優遇税適用では順次、第三者証明書 (Form-A) に代わり輸出国 REX(登録輸出者)制度を採用してきている。

2. 2020 年 11 月に合意署名された RCEP では、ASEAN 国の開発途上国に配慮して選択的、段階的に制度を運用するとしている。特に採用できる原産地証明手続き制度として、(③ e. 第三者証明制度)、(② t. 認定輸出者証明制度)、および (④ k. 輸出者(生産者)自己証明制度) の三つを選択肢として挙げ、協定国中でも先・中進国グループ(⑤ q 12)か国は各国で発効後(⑥ p 10)年以内に、また残りの発展途上国(⑦ m 3)か国は各国で発効後 20 年以内に、(④ k. 輸出者(生産者)自己証明制度)に移行する事を規定している。なお、日本については特例として発効後より(⑧ c 輸入者自己証明制度)を採用する事も認められている。

注) ここで先・中進国グループはオーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 12 ケ国を、発展途上国 3 ケ国はカンボジア、ラオス、ミャンマーを示す。

3. これに先立ち、アセアン国間では、域内 EPA/FTA である (⑨ h. ATIGA) に於いて 2010 年より (② t 認定輸出者自己証明制度) のパイロットプログラムが A、B の二グループに分かれて 10 年間試行されて来た。その結果、2020 年 9 月の (⑨ h ATIGA) 改訂議定書に於いて統合され、ASEAN 全 10 か国で利用可能な (⑩ u AWSC) として運用されている。

注) ATIGA とは アセアン物品貿易協定 : ASEAN TRADE IN GOODS AGREEMENT(2010 年 1 月発効)を示す。AWSC とは ASEAN Wide Self-Certification of Origin(2020 年運用開始)を示す。なお ASW は ASEAN Single Window(ASEAN 諸国の統合された税関ポータルサイト)のことである。

- 【 問題 4 / 三択択一式 】 各 3 点×15 題 45 点 (15 分)
- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1. B | 2. B | 3. C | 4. A | 5. A |
| 6. B | 7. A | 8. B | 9. B | 10. A |
| 11. C | 12. C | 13. C | 14. D | 15. D |

設問 1. ～ 5. (CPTPP の繊維製品の品目別規則(原産地基準)についての質問)

PSR(品目別規則)の意味は次の通り。

| HS(産品) | PSR(品目別規則) |
|------------------|--|
| 62.01 – 62.08 | 62.01 から 62.08 項までの産品への他の類の非原産材料からの変更がある事(51.06-51.13 52.04-52.21 54.01-54.02 5403.33-5403.39 5403.42-5403.49 54.04-54.08 55.08-55.16 58.01-58.02 60.01-60.06 の材料からの変更は除く)。 但し、一または複数の協定国の領域内で、裁断又はかつ編成され、かつ縫製か縫合されたものである事を条件とする。 |

HS 第 51 類 (羊毛・獣毛、織物)、第 52 類 (綿、綿織物)、第 54、55 類 (化学繊維、織物)、第 60 類 (メリヤス等)

- 「産品への他の類からの変更 (CC : Change Chapter)」と、更に「裁断・編成と縫製・縫合(二工程)」が併合して要求されている(provided:～：“～を条件として”)ので、付加価値基準と加工工程基準の複合 (B) 原産地基準となる。
- PSR 二行目の **except from**～ (～からの類の変更は除く) 以下は、非原産からの類変更 (CC) が満たされたとしても材料として認められないものが列挙されている。51.06-51.13 (紡毛糸から毛織物)、52.04-52.21(綿糸～綿織物) 54.01-54.02 (長繊維の化繊の糸から化繊織物) 5403.33-5403.39(アセテート糸から織物) 5403.42-5403.49 (アセテート糸から織物) 54.04-54.08 (化繊の糸から織物)、55.08-55.16(短繊維の化繊糸から織物)等是非原産材料の使用は認められない。
つまり、毛(獣毛含む)糸及び織物、綿糸及び織物、化繊の糸及び織物については糸(ヤーン)からの域内原産を条件としている。これを B)ヤーンフォワード(糸からの原産)と呼んでいる。
- ヤーンフォワード(糸からの原産)を要求されない素材として絹と麻が挙げられる。従って選択肢の中では C)麻がヤーンフォワードルールの枠外となっている。
- よしんば素材が非原産の羊毛(獣毛)、綿や化繊であったとしても、CPTPP 付属書 4-A の付録 1 の A)ショートサブライリスト (SSL) に掲げられている 178 品目の混紡生地や糸に該当する場合は原産性が認められる。CPTPP に ATL、SLL 等と言うリストは無い。

5. A)は正しい (CPTPP 第 4.2 条—3)。“まえたて”や袖口は部分品(コンポーネント)と呼ばれる。部分品 (コンポーネント) が製品全体の原産性を阻害している場合(例えば CC を達成できない)に検討できるデミニマスルールである。
B)は誤り。セット品として売られる衣料及び装飾は夫々原産である必要があるが、非原産品が全体の価格の 10%以内であれば原産品と見做してよい (CPTPP 第 4.2 条—5: セットの取り扱い)。
C)は誤り。きもの (Kimono) 及び帯 (Obi) として特段の品目別規定 (PSR) が設定されており、素材が協定国産、かつ裁断と縫製が協定国内で行われていることが条件となっている (付属書 4—A、第 62 類の Note 4)。他の民族衣装一般とは取り扱いが異なる。
6. 日本産品である自動車部品に対してメキシコ並びにカナダ向けに特惠関税が用意されているのは B)の CPTPP である。日米貿易協定では自動車部品は対象になっていない。USMCA は新 NAFTA で、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ間の EPA/FTA。
7. A) 日 EU・EPA では発効時点で即関税撤廃される品目は譲許表に記載されていない(第 2.8 条—1)。B)、C)は実施区分 (A、EIF) が譲許表上に記載されている。C)またこの表ではカナダ向けが 6%→0%と関税削減率が一番大きい。従って A)のみが間違いである。
8. A)メキシコ向けで、JMEPA の関税分類変更基準は CTH、①CPTPP だと CTSH なので、JMEPA の方がハードルが高くなる。低いとした A)の記述は誤り。
B)付加価値基準について、JMEPA では RVC65%だが、①CPTPP では RVCBD55%ゆえ JMEPA の方がハードルは高い。従って B)は正しい。
C)日 EU・EPA では、HS8708(自動車専用部品)について発効後 3 年目末 (2022 年 1 月 31 日 EU 側輸入通関) まで緩和的な付加価値基準が採用されている。従って 2021 年 12 月 12 日の時点では、緩和基準 MaxNOM60 又は RVC45 をクリアすればよい。従って C)は誤り。
9. ①CPTPP の付加価値基準において、B)は $RVCBU45 : (\text{原産材料} \div \text{FOB}) \times 100 \geq 45\%$ となるべき。既存 EPA/FTA とは違うので注意。A)、C)は正しい。
10. A) 2021 年 12 月の現時点の基準では次の通り充足する((○表示)。従って正しい。
MaxNOM : $(650 \div 1350) \times 100 = 48.1\% \leq 60\%$ (○)、
RVC : $\{(1500 - 650) \div 1500\} \times 100 = 56.6\% \geq 45\%$ (○)
なお、2022 年 2 月 1 日(3 年目)以降の基準でも次の通り何とか充足する。
MaxNOM = $48.1\% \leq 50\%$ (○)
RVC = $56.6\% \geq 55\%$ (○)

従って発効後 3 年以内の付加価値緩和基準およびそれ以降のいずれの付加価値基準も充足することとなる (日 EU・EPA Appendix 3-B-1 Section 2-3-(C) 参照)。

B) および C)は誤り。①CPTPP の付加価値基準計算では次のようになる。

$$\text{RVCNC} : \{(1200 - 650) \div 1200\} \times 100 = 45.8\% \geq 45\%(\text{O}),$$

$$\text{RVCBU} : (450 \div 1500) \times 100 = 30\% \leq 45\%(\text{X}),$$

$$\text{RVCBD} : \{(1500 - 650) \div 1500\} \times 100 = 56.6\% \geq 55\%(\text{O})\text{となる。}$$

従って①CPTPP の付加価値基準計算では、RVCBU 基準はクリアできないが、一方 RVCNC 及び RVCBD 基準では充足する。なお RVCBU の計算式は $(450+250) \div 1500$ ではないことに注意。B)の「いずれでも充足する」、C)の「いずれでも充足しない」が間違い。

11. この譲許表は CPTPP の C)日本の譲許表である。基準税率(Basic rate の 425yen などの書き方と実施区分 (Staging Category)の JPB16**から判断できる。
12. CPTPP は C)HS2012 に基づいて作成されている。
13. 従価税と従量税を同時にかけるもので、従量税は輸入品の価格が高くなるにつれて税率が低くなるため、これに一定の従価税をプラスして国内産業を特に保護しようとするもので C)複合税と呼ばれる。
14. <参考データ>の※2. より、年毎の低減幅は、従価税部分が $25.0\% \div 15 \text{年} = 1.66\%$ 、従量税部分が $40 \text{円/Kg} \div 15 \text{年} = 2.66 \text{円/Kg}$ 。従って③は $21.6\% - 1.66\% = 19.94\% \approx 20.0\%$ 、④は $34.67 \text{円/Kg} - 2.66 \text{円/Kg} = 32.01 \approx 32.0 \text{円/Kg}$ 。D)の③20.0 と④32.0 の組み合わせが妥当となる。
15. A)は誤り。加糖ホエイ(HS 040410.151)は輸入時点の MFN (WTO 関税)が適用される。基準税率は本協定 (CPTPP) 交渉時の MFN であり、基準税率が永年適用されるわけではない。
B)は誤り。乳児用調整粉乳用ホエイ(Whey for Infant formula)は TRQ (関税割当対象産品)であり即時撤廃品目 (EIF) ではない。
C)は誤り。発効時関税撤廃品 (EIF) である。
D)は正しい。関税割当対象品 (TRQ) で、ニュージーランドの国別関税割当 (CSQ-JP21) 対象品である。